

令和8年度 堺市立福泉小学校

P T A 総会資料

令和8年5月1日(金)

【書面決議】

令和7年度 P T A 会 計 決 算 報 告

堺市立福泉小学校PTA

◎収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	備考
繰越金	¥2,531,387	¥2,531,387	
会費	¥3,368,400	¥2,948,897	
繰入金			
合計	¥5,899,787	¥5,480,284	

◎支出の部

(単位:円)

項目	号	節	予算額	決算額	備考
P T A 運 営 活 動 費	1	会議費	¥50,000	¥0	会議費等
	2	事務用品費	¥50,000	¥30,905	事務用消耗品等
	3	役務費	¥1,500,000	¥1,348,815	シルバー見守り・連絡通信費等
	4	役務需用費	¥100,000	¥20,350	会議室物品等
	5	活動費	¥600,000	¥145,693	清掃用具・各種活動費等
	6	健全育成費	¥1,500,000	¥563,238	名札・児童用図書等
	7	児童福祉費	¥1,000,000	¥514,647	卒業記念品等
	8	事業需用費	¥300,000	¥209,330	校区地図・安全マップ等
	9	負担費	¥300,000	¥109,295	P T A 協議会参加負担金等
	10	慶弔費	¥100,000	¥30,000	弔慰・見舞金等
	11	渉外費	¥100,000	¥19,585	来賓接待等
	12	その他雑費	¥99,787	¥0	
PTA運営活動費 合計			¥5,699,787	¥2,991,858	
	13	周年積立金	¥200,000	¥200,000	周年行事費積立
総合計			¥5,899,787	¥3,191,858	

◎差引残高

5,480,284 - 3,191,858 = 2,288,426 円は、令和8年度に繰り越します。

令和8年3月30日

堺市立福泉小学校PTA会長

中村 啓太

堺市立福泉小学校教頭(会計)

高橋 嘉明

令和7年度 P T A 会 計 監 査 報 告

堺市立福泉小学校PTA

令和7年度堺市福泉小学校PTAの収支決算書・諸帳簿及び証書類を審査したところ、計数については正確であり、かつ、執行状況においても適正に行われたものと認めます。

令和8年3月31日

堺市立福泉小学校PTA副会長

高橋 ひかる

堺市立福泉小学校PTA副会長

大植 亜希子

令和8年度 P T A 会 計 予 算 (案)

堺市立福泉小学校 P T A

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
繰越金	¥2,288,426	繰越金
会 費	¥3,355,800	P 350円×家庭数×12月 職350円×59×12月
合 計	¥5,644,226	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	号	節	予 算 額	備 考
P T A 運 営 活 動 費	1	会議費	¥50,000	会議費等
	2	事務費	¥50,000	事務用消耗品等
	3	役務費	¥1,500,000	シルバー見守り等
	4	事業費	¥1,600,000	健全育成・各種PTA事業, 入学・卒業記念品等
	5	渉外費	¥160,000	PTA協議会負担金, 弔慰・見舞金等
	6	予備費	¥2,084,226	災害等緊急対応費等
	7	周年積立費	¥200,000	周年行事積立金等
合計			¥5,644,226	

※各項目で不足が生じた場合は、予備費から支出します。

福泉小学校 令和7年度PTA事業報告

月	学校行事	PTA役員会・PTA行事
4	入学式 学習参観・学級懇談会	
5	土曜参観・引き渡し訓練	新旧役員会(PTA役員のみ) PTA総会(紙面開催) PTA教育講演会
6		PTA読み聞かせ活動 PTA下校指導週間
7	個人懇談会	PTA登校指導週間 PTAトイレ清掃
8		
9	修学旅行	PTA登校指導週間 PTA役員会②
10	5年生宿泊訓練 連合運動会 1年生交通安全教室	交通安全教室手伝い ※人手が足りない場合のみ
11	連合音楽会 学年別体育大会	PTA学年委員会(体育大会) 受付・誘導補助 PTA読み聞かせ活動
12	個人懇談会 堺市一斉下校指導	PTAトイレ清掃 PTAチューリップ球根植え PTA下校指導週間
1		次年度役員学年委員選出 PTA登校指導週間 PTA役員会③
2	地区別オープン参観	PTA読み聞かせ活動
3	卒業式	PTA下校指導週間 PTAトイレ清掃

福泉小学校 令和8年度PTA事業計画

月	学校行事	PTA役員会・PTA行事
4	入学式 学習参観・学級懇談会	
5	土曜参観・引き渡し訓練	新旧役員会(PTA役員のみ) PTA総会(紙面開催) PTA教育講演会
6		PTA読み聞かせ活動 PTA下校指導週間
7	個人懇談会	PTA登校指導週間 PTAトイレ清掃
8		
9	修学旅行	PTA登校指導週間 PTA役員会②
10	5年生宿泊訓練 連合運動会 1年生交通安全教室	交通安全教室手伝い ※人手が足りない場合のみ
11	連合音楽会 学年別体育大会	PTA学年委員会(体育大会) 受付・誘導補助 PTA読み聞かせ活動
12	個人懇談会 堺市一斉下校指導	PTAトイレ清掃 PTAチューリップ球根植え PTA下校指導週間
1		次年度役員学年委員選出 PTA登校指導週間 PTA役員会③
2	地区別オープン参観	PTA読み聞かせ活動
3	卒業式	PTA下校指導週間 PTAトイレ清掃

堺市立福泉小学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、堺市立福泉小学校PTAと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、堺市立福泉小学校に置く。

(目的)

第3条 本会は、児童の健全な育成を図ることを目的とし、学校、家庭及び地域社会の連携の下、学校及び家庭における教育に関して理解を深め、その教育の振興につとめ、教育環境等の改善、充実を図るとともに、会員相互の学習その他必要な活動を行うものとする。

(方針)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の項目を活動の基本原則とする。

- (1) 教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 非営利的、非宗教的かつ非政党的であって、本会または本会役員の名の下において、ほかの職務の候補者を推薦できない。
- (3) 学校の管理運営や人事に干渉しない。
- (4) 自主的任意団体であって、他のいかなる団体または機関の支配、統制または干渉を受けない。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭の連絡を密にし、相互に協力できるよう、事業計画を樹立し、積極的に活動する。
- (2) 児童の福祉の向上を図り、学校、家庭及び地域社会の教育環境を良くし、児童福祉のために活動する他の社会教育関係団体と協力する。
- (3) 学校の行事には、その目的達成のために積極的に協力する。
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

第2章 会員

第6条 会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する職員で、所定の会費を収めた者をもって構成する。

第3章 役員 役員及び委員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名（うち教職員より1名）
- (4) 会計 若干名（うち教職員より1名）
- (5) 顧問 準役員として必要に応じて置く事ができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、会員による選挙（無記名投票）によって選出する。

- 2 前項の選挙は、合同委員会において、選挙管理委員若干名で選挙管理委員会を構成し、選挙の公示（公示期間は、5日間とする）を行ったうえで実施する。
- 3 立候補者がない場合は、選挙管理委員会によって候補者を推薦し、総会において承認を得るものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合には、選挙管理委員会の協議によって候補者を推薦し、合同役員会において承認を得るものとする。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会の代表として会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を掌り、総会および合同委員会の会議録を作成する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理し、決算報告書を作成する。
- (5) 顧問は、本会の運営に関し、助言、指導する。

(委員)

第11条 本会に、次の委員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。

学年委員

- (1) 学年委員は、別に定める方法により、基本的に学年より学級数×2名を選出する。
- (2) 学年委員は、児童の学習活動や、学習環境の整備に協力及び援助を行う。

第4章 各種活動

第12条 本会に、第3条・第5条の目的のために、各種活動（清掃活動・見守り活動・教育講演会の開催等）を行う。

第13条 各種活動の企画及び準備等は、本部役員によって行う。

2 本部役員は、その活動を統括し、実行委員会で活動内容等を報告する。

第5条 会議

(総会)

第14条 総会は、会長が招集して、毎年4月に開催し、前年度の決算などの承認、新役員の選出、事業計画や予算、その他重要事項の議決を行う。

- 2 会長が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の同意をもって要求があった場合には、臨時総会を開く事が出来る。
- 3 総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数をもって決する。ただし、委任状の提出についても出席とみなす。

(役員会)

第15条 役員会は、役員、学校長及び教頭によって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、次の事項を行う。
 - (1) 本会の事業全般についての掌握及び推進
 - (2) 総会および合同委員会に提出する議案などの作成
 - (3) 総会および合同委員会において議決された事項の処理

(合同委員会)

第16条 合同委員会は、役員、学年委員、学校長及び教頭によって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 合同委員会は、学校と家庭が緊密な連携の下に協力し、学校運営や事業、PTA活動等が円滑に推進されるよう協議を行う。

(実行委員会)

第17条 実行委員会は、役員、学校長、教頭及び会長の委嘱による若干名の委員によって、構成し、必要に応じて会長が招集することができる。

- 2 実行委員会は、本会の活動が円滑に推進されるよう、総会及び合同役員会に諮る事項のうち重要事項について協議を行う。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収益金をもってこれに充てる。

(会費)

第19条 本会の会費は、総会の議決によりこれを定める。

- 2 会費は、毎月会員より徴収する。ただし、特別の事情がある場合、役員会の承認を得て、会費を減免することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第21条 本会に、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、選挙管理委員会の同意を得て、会長が会員のうちから選出し、総会において承認を得るものとする。
- 3 会計監査の任期は、1年とする。
- 4 会計監査は、毎年度末の会計を監査し、総会で報告する。なお、必要な場合には臨時に監査することができる。

第7章 規約の改定

第22条 本規約は、総会において過半数の同意をもって、改定することができる。

第8章 細則

第23条 本規約の実施について必要な事項は、合同委員会において別に定める。

付 則

- 1 本規約は、昭和49年度から実施する。
(平成 6年4月 一部改定)
(平成10年4月 一部改定)
(平成12年4月24日 一部改定)
(平成17年3月 5日 一部改定)
(平成21年4月23日 一部改定)
(平成22年4月22日 一部改定)
(平成23年4月21日 一部改定)
(平成28年4月21日 一部改訂)

- 2 弔慰規定については、PTA会長と協議の上、弔事、見舞金、災害見舞をPTA会費から支出するものとする。